平成　　年分　配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

株式の数又は出資若しくは基金の口数			配当等の金額	源泉徴収税額
区分 / 種類	旧株（出資、基金）	新株（出資、基金）		
	千　株（口）	千　株（口）	千　円	千　円

基準日	支払確定又は支払年月日	1株又は出資1口当たりの配当（分配）金額
年　月　日 （　年　月　日）	年　月　日	円　銭

（摘要）

支払者	所在地	
	名称	（電話）
支払の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

整理欄	①	②

359

平成　　年分　配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

株式の数又は出資若しくは基金の口数			配当等の金額	源泉徴収税額
区分 / 種類	旧株（出資、基金）	新株（出資、基金）		
	千　株（口）	千　株（口）	千　円	千　円

基準日	支払確定又は支払年月日	1株又は出資1口当たりの配当（分配）金額
年　月　日 （　年　月　日）	年　月　日	円　銭

（摘要）

支払者	所在地	
	名称	（電話）
支払の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

整理欄	①	②

359

平成　　年分　配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

株式の数又は出資若しくは基金の口数			配当等の金額	源泉徴収税額
区分 / 種類	旧株（出資、基金）	新株（出資、基金）		
	千　株（口）	千　株（口）	千　円	千　円

基準日	支払確定又は支払年月日	1株又は出資1口当たりの配当（分配）金額
年　月　日 （　年　月　日）	年　月　日	円　銭

（摘要）

支払者	所在地	
	名称	（電話）
支払の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

整理欄	①	②

359

平成　　年分　配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

株式の数又は出資若しくは基金の口数			配当等の金額	源泉徴収税額
区分 / 種類	旧株（出資、基金）	新株（出資、基金）		
	千　株（口）	千　株（口）	千　円	千　円

基準日	支払確定又は支払年月日	1株又は出資1口当たりの配当（分配）金額
年　月　日 （　年　月　日）	年　月　日	円　銭

（摘要）

支払者	所在地	
	名称	（電話）
支払の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

整理欄	①	②

359

【配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備　考

1　この支払調書は、法人の法24条第１項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息（以下この表において「配当等」という。）について使用すること。

2　この支払調書の記載の要領は、次による。

⑴　「住所（居所）又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

⑵　「株式の数又は出資若しくは基金の口数」の「種類」の欄には、それぞれ次のように記載し、それぞれに対応する株数（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第 14 項に規定する投資口(以下この表において「投資口」という。)及び受益権にあつては、口数）を「区分」の欄の区分に従って記載すること。

イ　株式（投資口を含む。以下⑵において同じ。）について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。

ロ　法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第３項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。

ハ　イ及びロのほか、その支払うべき配当等が租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（ハにおいて「上場株式等の配当等」という。）である場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の配当である場合には「（一般）」と記載すること。

⑶　「配当等の金額」の項には、その支払の確定した金額（法第 14 条第１項に規定する無記名株式等(以下この表において「無記名株式等」という。)の配当等については、その支払つた金額）を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。

⑷　「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。

⑸　「基準日」の欄には、その支払の確定した配当等（無記名株式等の配当等については、その支払をした配当等）の支払に係る基準日を記載すること。なお、括弧内には、直前に支払をした配当等の支払に係る基準日を記載すること。

⑹　その支払うべき配当等が法第６条の３第４号に規定する社債的受益権の法第 24 条第１項に規定する剰余金の配当である場合には、「株式の数又は出資若しくは基金の口数」の「区分」の欄、「基準日」の欄及び「１株又は出資１口当たりの配当（分配）金額」の欄は、記載を要しない。

⑺　無記名株式等について、元本の所有者と配当等の受領者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。

⑻　租税特別措置法第５条の３第１項の規定により非課税とされるもの又は同条第３項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

⑼　租税特別措置法第５条の３第４項第１号に規定する特定振替社債等のうち、租税特別措置法施行令第３条の２第８項第５号に掲げるものの法第 24 条第１項に規定する剰余金の配当につき租税特別措置法第５条の３第１項に規定する特定振替機関等又は同条第５項において準用する同法第５条の２第 21 項に規定する適格口座管理機関がこの支払調書を作成する場合には、当該剰余金の配当の支払者及び当該特定振替機関等又は適格口座管理機関の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

⑽　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

⑾　配当等の租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

⑿　支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

⒀　所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3　この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。

4　合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。